はジュー

が標準化システムへの移行を一A本市のみならず全国の自治体

|の自治体

界におけるシステム開発に関わ

であり、

新たな機能を開発する

ようなものではないため、

市民

ービスへの影響はない。

報告書の作成などを

移行完了の時期としては令和り

斉に進めているため、

I T 業

システムの運用

ウドにシステムを移し、

Rを継続するものAを移し、現状の

A 国が提供するガバメントクラ

る人員が不足している状況が

ている。

標準化システムへの移行

これまでは自治体でとにシステム を開発・所有してきたため、維持や

管理、制度改正時の改修等を個別で

対応する必要があった。基幹業務シ

ステムの統一・標準化の取り組みに

より、自治体の人的・財政的負担を

軽減し、地域の実情に即した住民

サービスの向上に注力できるように

するとともに、新たなサービスの迅

速な展開を可能とすることをめざし

●令和7年度八尾市一般会計第5号補正

●令和7年度八尾市母子父子寡婦福祉資

金貸付金特別会計第1号補正予算の件

分科会で審査した議案

予算の件 (所管分)

0

つお江間

市民課窓 0) 慢性的 な混雑

に

向

け

提案に優れている業者に高得点 A 委託業者の選定をプロポーザ どのように考えているのか。 課窓口及び庁内案内業務の委託の債務負担行為補正に次期市民 をつけるなど、 課題の明確化や混雑解消に係る ル方式で行う予定としており、 解消するための手立てについて しているが、 料として7億900万円を計上 現在の窓口混雑を 民間の力を導入

> 会委員の学識経験者の報酬金額 くにあたり、 委員を学識経験者で構成してい 構成していたが、今後すべての 資産税課元職員1名の計3名で ための条例改正を行う理由は。 2万 1000 円に引き上げる の これまで、 報酬を日額 固定資産評価審査委員会委員 他の審査会や審議 学識経験者2名、 8 0 0 0

市役所の利便性を向上させるためには、窓

口混雑の解消をさらに図る必要がある。

委員会で審査した議案

- ●特別職の職員で非常勤のものの報酬及び 費用弁償に関する条例の一部改正の件
- 八尾市市税条例の一部改正の件 その他議案3件

分科会で審査した議案

● 令和7年度八尾市一般会計第5号補正 予算の件 (所管分)

その他議案1件

た手立 7 は ? 円から

市営西郡住宅の建替事業 建設産業 常任委員会

再

び契約

金額

ば

変わ

る

0

?

の規模は。 金額が変更となる予定はあるか 市営西郡住宅14~18号館建替 変更となった場合の金額 いて、 今後再び、 契約

ることから、 要資材の物価上昇が鈍化して て単品スライドを予定しており、 価格の変動に対応する措置とし 変更額を想定してい 算として 5 想定より や鉄骨等の資材 万円程度 たが、 主

容が、同

が、同法の改正はどのような内引用する同法の条項が移動するれ、八尾市手数料条例において推進に関する法律が一部改正さ

度を創設することについての項問すること及び区分所有者の意置すること及び区分所有者の意置がある。 置すること及び区分所有者の意 の把握、合意形成の支援等の取 の担握、合意形成の支援等の取 のが、あっせん等を措 壁剥落等の危険な状態にあるマム地方公共団体の責務として外 目が追加され

●市営西郡住宅14~18号館建替事業

単品スライドとは

特別な要因により工期内に主要な 工事材料の日本国内における価格に 著しい変動が生じ、請負代金額が不 適当となった際に、受注者または発 注者からの請求により請負金額の変 更が可能となる制度。

委員会で審査した議案

- ●八尾市手数料条例の一部改正の件
- に係る事業契約変更の件

介護給付適正化の推進

介護給付適正化とは、介護給付を 必要とする利用者を適切に認定し、 利用者が真に必要とするサービスを 事業者が過不足なく適切にサービス を提供するよう促すこと。

これにより、利用者に対する適切 な介護サービスの確保と、公平・公 正なサービスの提供を通じて、介護 保険制度への信頼を高め、持続可能 な介護保険制度へとつながる。

分科会で審査した議案

- ●令和7年度八尾市一般会計第5号補正 予算の件 (所管分)
- ●令和7年度八尾市介護保険事業特別会 計第1号補正予算の件

健康福祉環境 介護給付適正化プ 分科会

ロジ

エ

ク

ĺ٠

はチ

標準化シス

ユテ

ルヘ

見の

直

し

 \mathcal{O}

は

?

移行

文 教

分科会

ℚ国が整備を進める標準化シス

◎ 今回のスケジュー

テムへの移行について、

スケ

ルが見直しとなった理由

ているのか。か。また、移行の時期は決まっか。また、移行の時期は決まっ

。また、移行の時期は決まっる問題や課題は発生しないの今回のスケジュール見直しに

弁護士には事前協議におけるア ケアマネジャーにはケアプラン を外部人材として登用し、 A主任ケアマネジャ の点検や立入り調査への同行を、 ムに配置予定の専門職アドバ 給付適正化プロジェクトチ の職種や職務内容は。 -業務、 立入り調査へ -と弁護士 主任 ている。 そ \mathcal{O} 体制

はどのような役割を担うのか。において、通報コールセンターの給付適正化に向けた取り組み 事業所へ 化に大きく貢献するものと考え 事象や相談といった、 A 実際の事業所で起こっている を把握することが、 制度の適正な運用につなげて 上げることで、 こうした声を丁寧に拾 給付の適正 現場の声

▶ QRコードから、すべての委員会の映像を見ることができます